

高齢者虐待防止のための指針

合同会社ハピリス
自立支援・リハビリ重視型デイサービスさんぼ

高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

1. **高齢者虐待の重大性**: 虐待は高齢者の尊厳と人格を深刻に侵害する可能性があり、その防止には適切な対策が必要です。
2. **虐待の認識**: この事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為と認識しています。
3. **法律の遵守**: 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の禁止、予防、早期発見を徹底します。
4. **指針の策定**: 虐待の認識を共有し虐待を防止するため、事業所は指針を策定しました。
5. **職員の責任**: 全ての職員は、この指針に従って業務にあたることとします。

事業所内での虐待防止等の取り組み

1. **高齢者虐待防止委員会の設置**: 当事業所では、虐待の防止と早期発見、再発防止のための対策を検討し、適切に実施することを目的として「高齢者虐待防止委員会」を設置します。
2. **委員会の構成**: 委員会は、統括責任者、管理者、生活相談員、介護職員から構成され、必要に応じて他の委員を指名します。
3. **委員会の開催**: 委員会は年に2回以上開催し、虐待事案が発生した場合など必要に応じて随時委員会を開催します。
4. **委員会の役割**: 委員会は、虐待に対する基本理念や行動規範の周知、虐待防止のための指針やマニュアルの整備、職員の人権意識を高める研修計画、虐待予防と早期発見に向けた取り組み、虐待発生時の対応、虐待の原因分析と再発防止策などに関して検討します。
5. **虐待防止の担当者**: 虐待防止の担当者は事業所内に掲示しており、必要な方はお問い合わせください。

高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

1. **研修の目的**: 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的な内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とします。
2. **定期的な研修**: 年に2回以上、定期的に研修を実施します。
3. **新任職員への研修**: 新任職員に対しても研修を実施します。
4. **その他の教育・研修**: 必要に応じて、その他の教育や研修を実施します。
5. **研修の記録と保管**: 実施した研修についての内容(研修資料)及び出席者の記録を保管します。

虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

1. **虐待の発生と報告**: 虐待等が発生した場合、速やかに市町村に報告し、その要因を速やかに除去します。事実確認を行い、虐待者が職員であった場合、役職位等に関わらず厳正に対処します。
2. **緊急性の高い事案の対応**: 緊急性の高い事案の場合、行政機関や警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

虐待等が発生した場合の相談報告体制

1. **通報の受け付け**: 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合、本指針に従って対応します。相談窓口は虐待防止の担当者となります。
2. **虐待の疑いの報告**: 事業所内で虐待等が疑われる場合、虐待防止の担当者に報告し、速やかな解決につなげます。
3. **虐待の早期発見**: 事業所内の虐待は外部から把握しにくいことを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めます。虐待防止の担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
4. **虐待疑惑の対応**: 事業所内で虐待が疑われる事案が発生した場合、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認します。必要に応じて関係機関に通報します。

虐待等に係る苦情解決方法

1. **苦情の受け付けと報告**: 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者*が受け付け、その内容を管理者に報告します。
2. **個人情報の取扱い**: 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
3. **対応結果の報告**: 対応の結果は相談者にも報告します。

*苦情受付担当者は事業所内に掲示しており、必要な方は問い合わせください。

当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも事業所内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

付則

2024年4月1日より施行します。